

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月12日 10時30分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港西防波堤灯台から真方位309° 375m付近 (概位 北緯34° 20.8′ 東経132° 27.0′)
事故の概要	漁船金剛丸は、左転中、波が打ち込んで海水が船内に滞留した後、積載物が移動して傾斜し、転覆した。
事故調査の経過	令和4年11月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 金剛丸、0.5トン HS3-42510（漁船登録番号）、個人所有 第270-47257号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機及び発電機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、北西及び南東方向に延びる広島港西防波堤西方沖でたこつぼ漁の仕掛けの引揚げを終え、そろそろ帰航しようと思い、約2～3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進していたところ、波高約1.0mの波（以下「高波」という。）を右舷船首方から受けて船首が東南東方を向いた。</p> <p>船長は、高波が後続しているのを認めたものの、左転しても大丈夫と思い、操舵スタンドで左舵を取って転舵による船体傾斜がない状態で、そのままの速力で左転中、本船は、再び高波が右舷船首方及び右舷正横から打ち込み、右舷船尾部に海水が船内に滞留し、右舷側に傾いた。</p> <p>本船は、船首部に搭載していた重量約30kgの漁網が右舷側に移動し、また、左舷船尾部に固縛したガソリンタンクの上に固縛せずに置かれていた重量約8kgの発電機が右舷側の船内に落下し、更に傾斜が大きくなって右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、海に投げ出された後、転覆した本船の船底に這い上がっていたところ、付近にいた釣り船によって救助された。</p> <p>本船は、修理業者の船で広島県広島市金輪島の修理工場までえい航された。</p> <p>本船は、水面から最も低い船尾部外板の舷縁までの高さが約50cm</p>

	<p>であった。</p> <p>本事故発生場所は、水深が10mより浅く、また、南方に埋立て地があり、可航水域の幅が約100mで、南東方約200mの場所から南方に向けて水域が広がっており、船長によれば、南東～南から来る2つ以上の波が重なり合って高波が発生する海域であった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近で高波がよく発生するのを知っており、左転する際、船首方から高波が来ていることを認識していたものの、高波がまだ2、3波しか来ていなかったため、速力を上げずにゆっくり左転を続けていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、高波が発生する状況下、たこつぼ漁を終えて南東進中、高波を右舷船首方から受けて東南東方に向いた際、船長が、高波が後続しているのを認めたものの、左転しても大丈夫と思い、左転して高波を右舷正横から受けたことから、高波が右舷船首方及び右舷正横から打ち込んで、右舷船尾部に海水が船内に滞留して右舷側に傾き、更に積載物が移動して傾斜が大きくなり、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、高波がまだ2、3波しか来ていなかったことから、左転しても大丈夫と思い、左転を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船がたこつぼ漁を終えて南東進中、高波を右舷船首方から受けて東南東方に向いた際、船長が、左転しても大丈夫と思い、左転して高波を右舷正横から受けたため、高波が右舷船首方及び右舷正横から打ち込んで、右舷船尾部に海水が船内に滞留して右舷側に傾き、更に積載物が移動して傾斜が大きくなり、右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の船長は、高波が発生する海域において、できるだけ転舵を行わず、同波を正横方向から受けないように、船首を波に立てて同波を乗り越える操船を行うこと。 ・ 漁船の船長は、船体の動揺によって船内の重量物が移動して船体が傾斜しないように重量物を固縛しておくこと。